

小・中・義務教育学校における

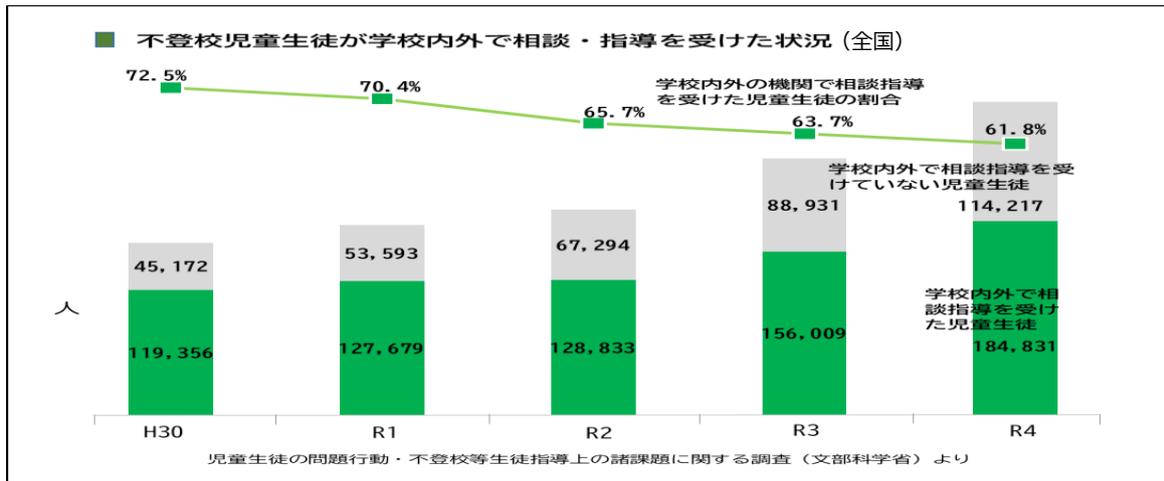
# 学校内教育支援センターの運営

～誰一人取り残されない学びの保障のために～

令和5年10月

岐阜県教育委員会  
学校安全課

## 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロに



### 学校内教育支援センター運営手順(例)

#### ① 全教職員の意識統一

- ・ 全教職員にて運営に関わっていく
  - ※ 何のために支援をするのか。
  - ※ なぜ、チームで児童生徒に関わるのか。
  - ※ どのように運営していくのか。

#### ② 全教職員の役割明確化

- ・ 運営責任者は、学校にて決定(教育相談コーディネーター等)
- ・ 学校内教育支援センター支援員等の役割を明確化
- ・ 学校内教育支援センター支援員等に任せきりにせず、必要に応じて関係教職員はもちろん、全教職員が関わりながら児童生徒を支援
  - ※ 空き時間に、自分の学級・学年の児童生徒を支援

#### ③ 学校内教育支援センター運営マニュアルの作成

- ・ 設置のねらいや方法等の明文化
  - ※ 学校内教育支援センター設置のねらいや方法等を明らかにし、保護者に周知
- ・ 利用までの流れ、過ごし方
  - ※ 個々の目標に向けた支援方針の決定(興味・関心を生かした学びなど)
- ・ 1日の流れ(登下校時間や活動内容など)
  - ※ 毎日の時間割は原則本人による自己決定(通常学級の時間割を参考)
  - ※ 通常学級の授業をオンラインで配信(本人の希望があれば対面授業へも参加)
  - ※ 活動を選択できる環境を整備し、個々の目標に向けた活動の支援方法や支援体制を確立

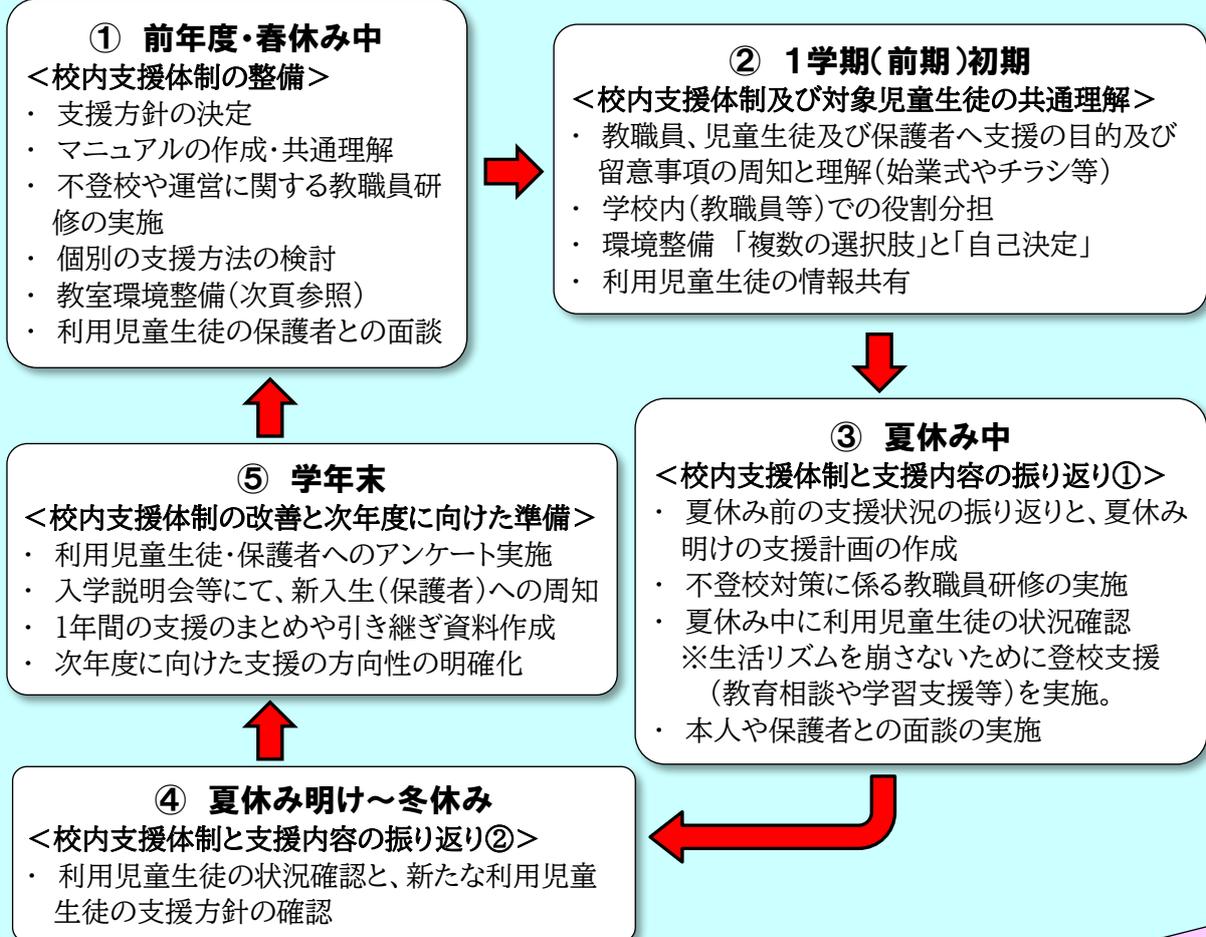
#### ④ 定期的な教育相談(教職員・SC等)の実施

- ・ 一人一人の児童生徒の抱える課題、将来への不安等に応えるサポート体制
  - ※ 「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用し、本人の願いをもとに長・短期目標を自己決定し、個別の支援計画を作成、保護者と共有(全教職員が共通理解)
  - ※ 相談内容に応じて、(定期・臨時)ケース会等を実施し、支援の方向を見直し、明確化へ
  - ※ アウトリーチ型(家庭訪問等)支援を実施

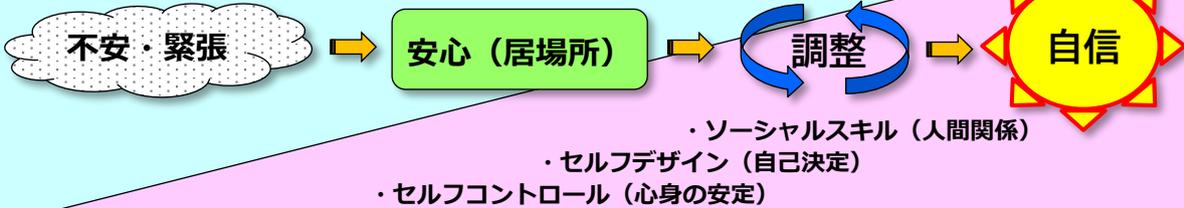
#### ⑤ 関係機関との連携

- ・ 市町村に学校外教育支援センター等の支援機関がある場合には、その支援機関と連携しながら、本人にとって居場所の選択肢が広がるように配慮
- ・ 必要に応じて、近隣の NPO 団体またはフリースクール等と連携しながら、本人にとって最適な居場所が選べるように配慮

## 学校内教育支援センターにおける支援のサイクル(例)



### 【支援を実施する上でのポイント】



- ・ 利用の可能性のある児童生徒のアセスメント  
 → 臨時的検討もあるが、学期ごとや入学・進級・進学時等のタイミングで定期的な検討
- ・ 定期的な不登校支援担当者会による効果検証  
 → 教育相談コーディネーター等が中心となり、不登校支援担当者会を月1回程度実施  
 → 構成員は管理職、教育相談コーディネーター、担任、学年主任、教育相談担当(生徒指導主事)、養護教諭、学校内教育支援センター支援員等
- ・ 「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用し、具体的な支援計画を作成  
 → 全教職員にて不登校児童生徒の実態や支援内容、役割分担等を共有
- ・ 支援ツールの活用による学習支援  
 → タブレットを活用した実態把握や学習支援(5頁参照)等の実施
- ・ ケース会の実施  
 → 学校だけでなく、専門家(SC、SSW等)や福祉機関等の関係機関との連携
- ・ 定期的な家庭訪問や個別懇談の実施  
 → 利用児童生徒については、担任に加え、学年主任や学校内教育支援センター支援員等と一緒に個別懇談を実施
- ・ 早期の進路指導  
 → 早い段階から進路の見通しをもたせることが、本人の学習意欲の喚起に直結(中学校2年生の夏休み明け頃)

## 環境面での「居場所づくり」～学校内教育支援センターにおける教室環境整備の例～



入口の様子



個別学習エリアの様子



コミュニティエリアの様子



※コミュニティエリアでは、共同で作品作りをして、その作品を掲示すると効果的

## 心理面での「居場所づくり」

### ◆ 気持ちに“寄り添う”

- 登校できたことや継続して取り組むことができていること、新たにできるようになったことなどを認める。
  - ・ 児童生徒・保護者の思いや考えを大切にす。
  - ・ できた、できなかったに関わらず、「やろう」とした思い、できなかった思いに共感する。
  - ・ 児童生徒にとって安心・安全な空間であることを第一とする。

### ○ 児童生徒が、自分の思いや考えを話すことができる時間や場面の設定

- ・ 屋外での活動(散歩、菜園、遊び等)等、心のゆとりが生まれる活動を計画する。
- ・ 担任・学校内教育支援センター支援員等以外の教師が関わることも効果的である。

### ◆ “自己決定の場”の位置付け

- 登下校の時間や活動内容を自分で選択(自己決定)
  - ・ 教室復帰を前面に押し出さない。決めていたけどできない日もある。



## 家庭・学校内教育支援センターと教室をつないだ ICT の活用例

### ● 授業の様子を撮影し、家庭や学校内教育支援センターで過ごしている児童生徒へライブ配信

- ⇒ 授業で分からないことや質問がある時、「挙手機能」や「チャット機能」を活用する。
- ⇒ 先生から直接質問を受けたり、自分が発言した内容を先生に板書してもらったりすることができる。



### ● 学校行事の様子を家庭や学校内教育支援センターで過ごしている児童生徒へライブ配信

- ⇒ 学級の雰囲気や活動の様子が分かる。

### ● 授業動画をクラウド上に保存し、家庭や学校内教育支援センターで視聴

- ⇒ ライブ配信の時間帯に見ることができない場合は、動画をクラウド上に保存しておくことで、自分のタイミング、自分のやりたい場所で視聴することができる。

### ● 学級での発表会等に、動画で参加

- ⇒ 事前に動画撮影をし、発表会等に動画で参加することができる。

## 学校内教育支援センターにおける ICT を活用した学習支援の例

### ● 教室で使用したプリントや教材などをクラウド上に保存

- ⇒ 教室で使用している教材を使用し、家庭や学校内教育支援センターで学習することができる。

### ● 短時間でできる学習プリントの活用

- ⇒ 家庭や学校内教育支援センターで、短時間で取り組める学習により、学校内教育支援センター支援員等に質問したり、採点をしてもらったり、解説をしてもらったりすることで、自分のペースで学習を進めることができる。



### ● タブレットを活用した学習ツールの活用

- ⇒ タブレット内の学習アプリやネット上の学習コンテンツを活用し、家庭や学校内教育支援センター等において、自分のペースで学習を進めることができる。

### ● 板書を撮影し、クラウド上に保存

- ⇒ 板書を見ながら、家庭や学校内教育支援センターでも、自分のペースで学習できる。

### ● 実技テストの実施

- ⇒ 英語のスピーキングテスト等、家庭や学校内教育支援センター等で実施することができる。

### ● タブレット内の通信用アプリを活用した課題の送受信

- ⇒ 通信用アプリを活用して、場所に関係なく課題を受信したり、送信(提出)したりすることができる。

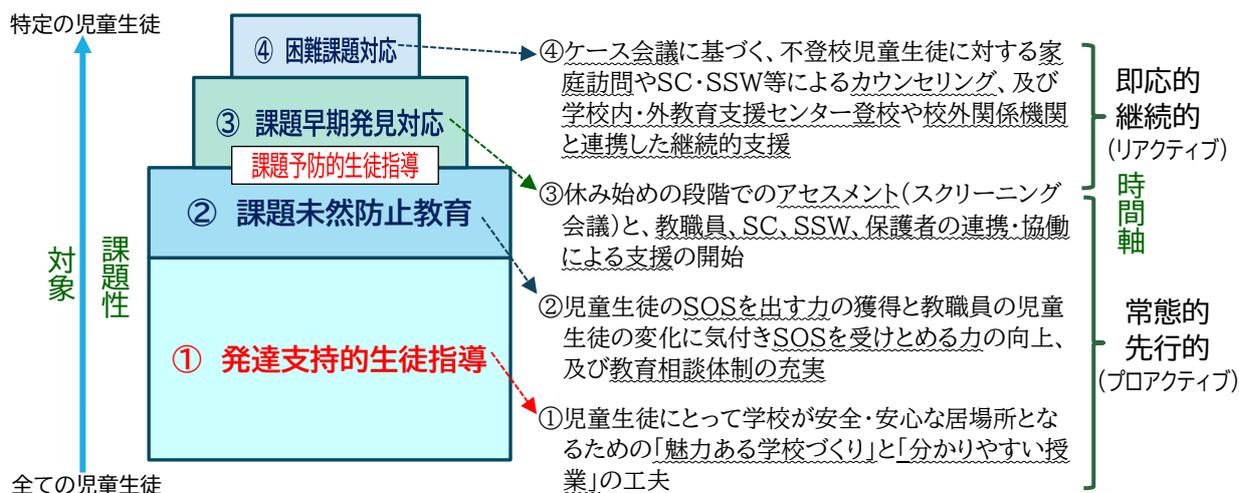
### ● ビデオ通話機能やチャット機能等を活用して、登校していない児童生徒の家庭と学校内教育支援センターとをつなぐ。

- ⇒ 家庭での過ごし方や、学習状況について相談することができる。

# 学校における不登校対応の重層的支援について

【文部科学省 生徒指導提要改訂版からの抜粋】

参考：不登校対応の重層的支援構造



## (1) 魅力ある学校づくり・分かりやすい授業づくり…「①発達支持的生徒指導」

「魅力ある学校づくり」とは、居場所づくりと絆づくりのバランスが重要になります。居場所づくりとは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を教職員が創り出すことです。特に、入学直後や学級替え後の時期は人間関係を一から構築する大切な節目となるため、教職員は、日々の授業や特別活動等を通し、全ての児童生徒にとって学級が安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくりを進めることが重要になります。中でも特に、「分かりやすい授業づくり(どの児童生徒にとっても分かる授業、面白い授業)」に重点を置くことで、全ての児童生徒が学業への意欲を高め、学級での自己存在感や充実感を感じることにつながります。併せて、このような居場所づくりだけではなく、日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍できるよう様々な場面づくりを工夫することによって、児童生徒相互によって紡がれる絆づくりを進めることにもなるのです。

これらの「魅力ある学校づくり・分かりやすい授業づくり」により新規不登校児童生徒数を抑制していくためには、校長によるリーダーシップが必要不可欠になるのです。

⇒参照1:岐阜県いじめ実態調査 調査用紙-「魅力ある学校づくり-新規不登校未然防止のために-[欠席日数調査表]  
⇒参照2:岐阜県教育委員会学校安全課HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16525.html>

## (2) SOSを出すこと(受け止めること)の大切さと教育相談体制の充実…「②課題未然防止教育」

児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育「SOSの出し方に関する教育」の推進が求められています。

それに加えて、児童生徒が発するSOSを受け止めるためには、教職員等が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員等の意識改革を目指すことが求められています。併せて、学級担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SCやSSWなどが連携して、相互コンサルテーションの機会をもち、不登校の背景要因や具体的な関わりについて話し合うことにより、不登校児童生徒への支援のヒントが得られたり、保護者支援の方向が見い出せたりするなど、支援の幅が広がるのです。

## (3) 教職員の受信力の向上と情報共有…「③課題早期発見対応」

児童生徒理解は、児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできることであり、毎日見ているという強みを活かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことができます。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておくことが重要になります。

特に、早期対応に向けては、気になる児童生徒について、できる限り早期に複数メンバーで情報を共有し、検討・分析するスクリーニング会議を実施することが求められます。併せて、保健室・相談室との連携や保護者との日頃からの関係づくりについても、心掛けておく必要があります。

## (4) ケース会議による具体的な対応の決定…「④困難課題対応」

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、SC、SSW等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策(学校内・外教育支援センターにおける支援、家庭訪問、専門家によるカウンセリング、校外関係機関との連携等)などを検討して、実効的なチーム支援の体制の構築が求められます。